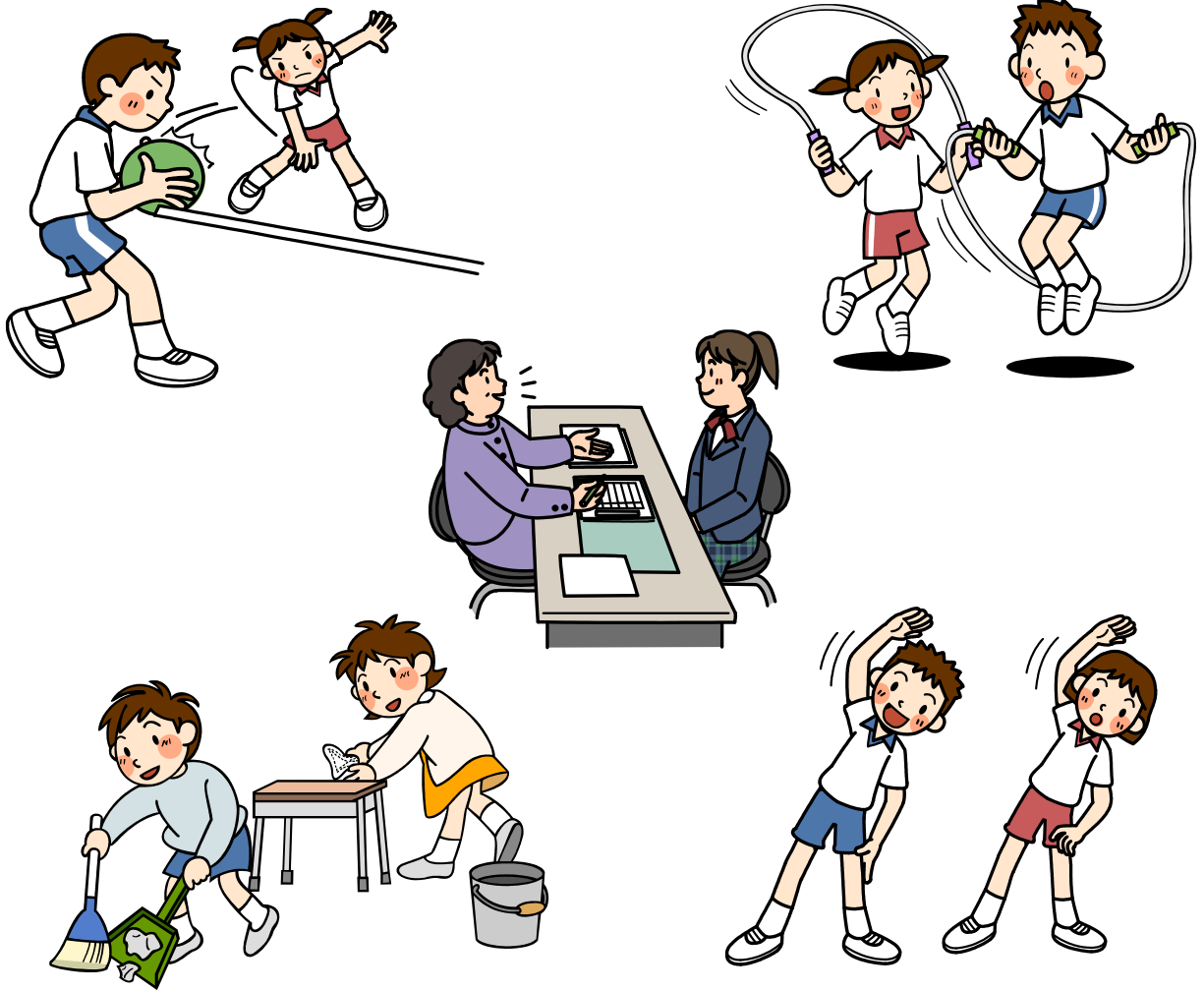


<保護者用>

令和6年度版
教育支援センター
～概要及びのぞみ教室利用の手引き～



瀬戸内市教育委員会

教育支援センターの概要

開設趣旨

心理的・情緒的な原因等による不登校児童・生徒に対して、学校と家庭と連携を図りながら、社会的自立に向けた力の育成、学校生活への復帰を支援することを目的とする。

- 不登校児童・生徒に対して、教科学習の他、遊びやスポーツ、作業や創作活動、自然・社会に関わる体験活動など、児童・生徒の主体性を尊重しながら行うことによって心の安定を図り、自発性や社会性、集団への適応力、学習への興味・関心や意欲を育て、学校復帰への基礎的な力をつける手助けを行う。
- 不登校児童・生徒の保護者を対象に、相談活動の充実を図りながら、児童・生徒の理解や対応のあり方について指導助言を行う。
- 学校との連携を丁寧に行い、系統的な指導・支援のあり方について調査・研究を行う。

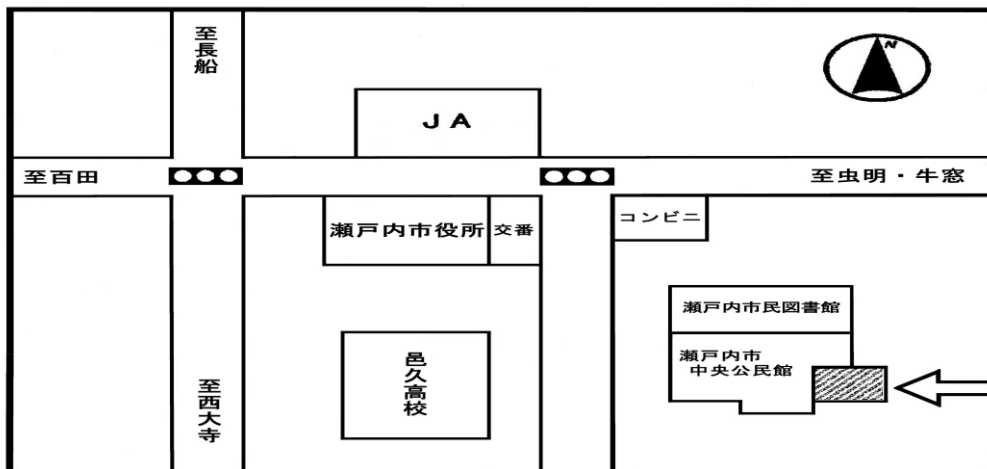
沿革

- 平成11年 邑久郡青少年育成センター併設適応指導教室「のぞみ」を設置
- 13年 適応指導教室として訪問指導を開始
- 16年 邑久郡3町合併により瀬戸内市教育委員会の管下となる
瀬戸内市青少年育成センター併設適応指導教室「のぞみ」と改称
- 25年 事務所を邑久郷土資料館内から邑久コミュニティーセンターへ移転



開設場所

〒701-4221 瀬戸内市邑久町尾張465-1（邑久コミュニティーセンター内）
TEL・FAX 0869-22-2009



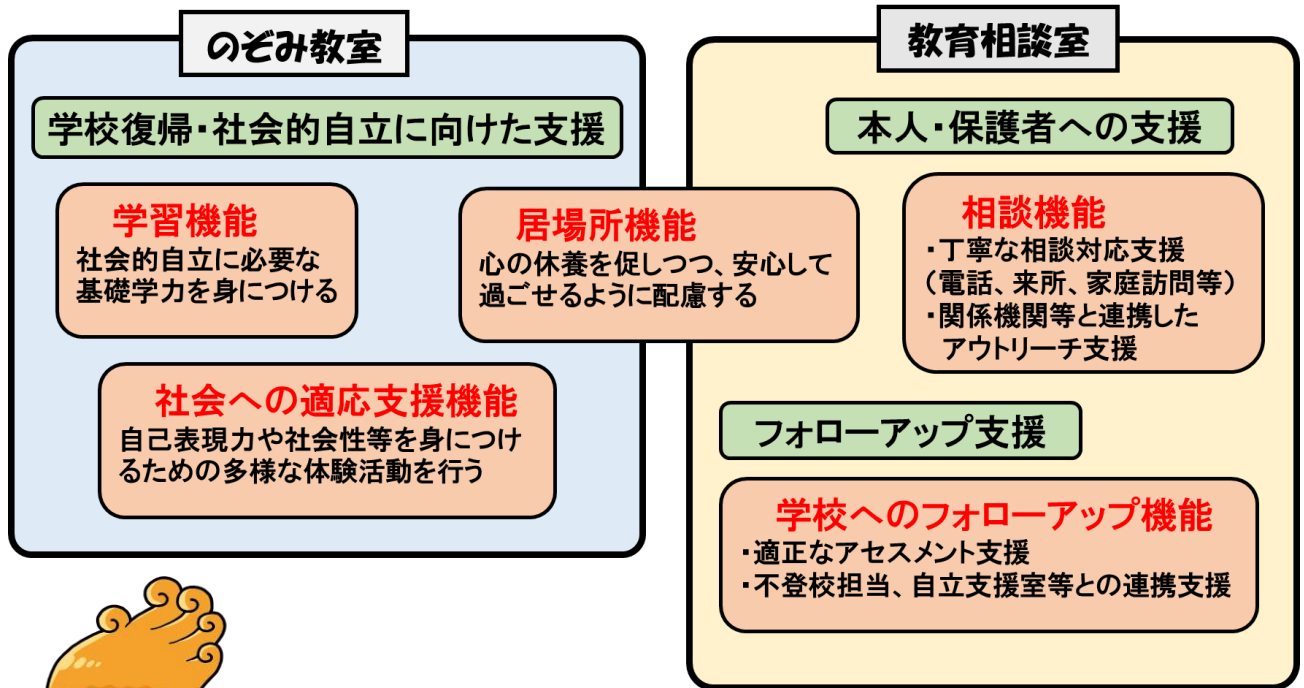
邑久コミュニティーセンター内
教育支援センター

対象

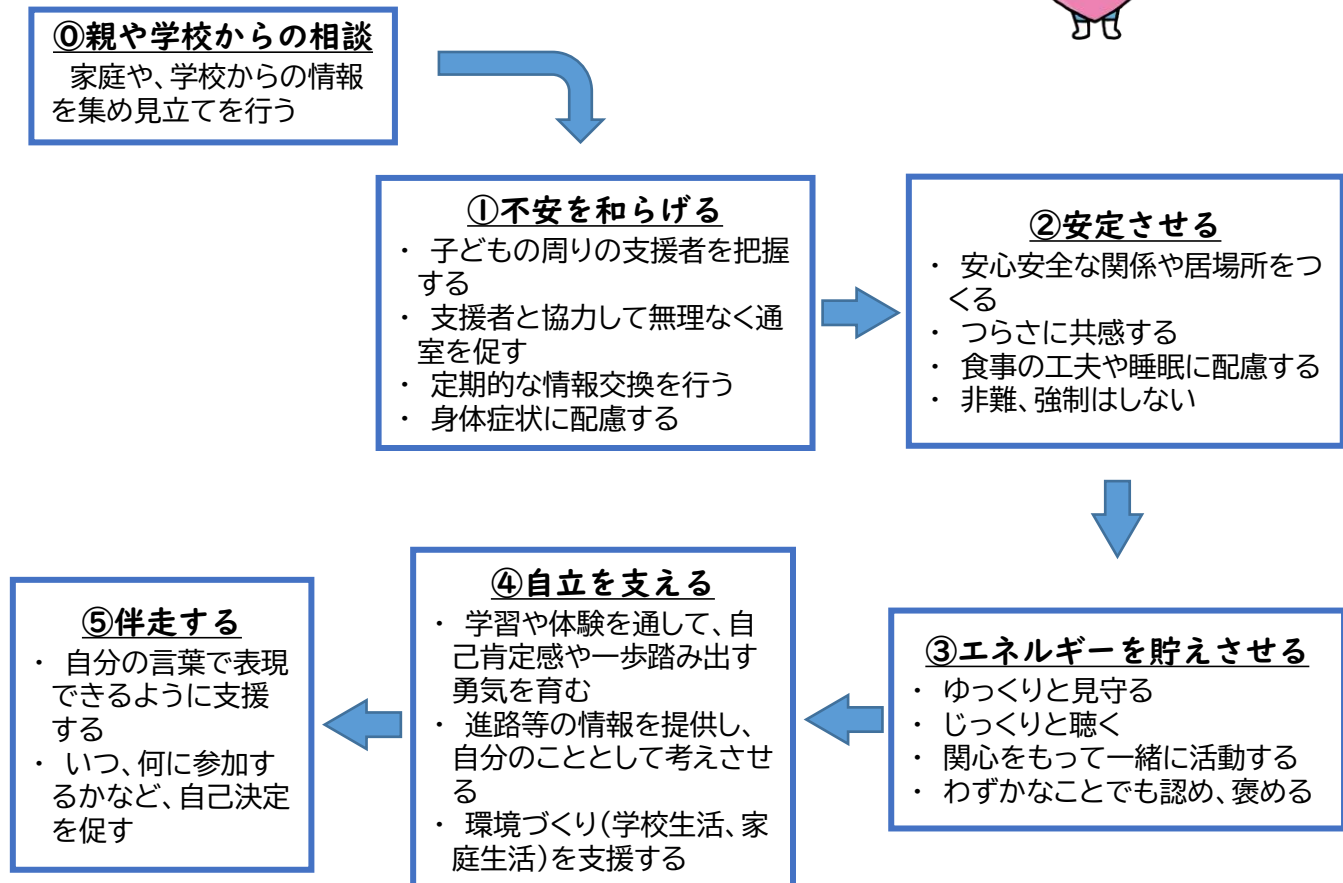
瀬戸内市内在住の小学生及び中学生で、心理的・情緒的な原因等による不登校児童・生徒のうち、次の条件を満たす者。

- 本人及び保護者が教育支援センターへの通室を希望する者
- 在籍する学校の校長が教育支援センターへの通室を適当と認め、教育委員会が許可した者

教育支援センターの機能



指導・支援の流れ



教育支援センターの指導の要素

育てたい力

自分のこととして**考える力**
(当事者意識)

自分の言葉で**表現する力**
(自己表現)



自分の意思で**決める力**
(自己決定)

主な活動内容

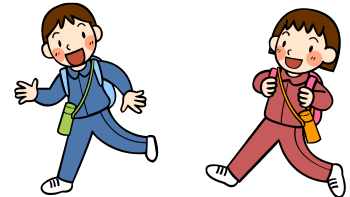
知的活動

読書、教科学習などの
自学による学習



野外活動

遠足、デイキャンプなどの
野外での活動



スポーツ

卓球、風船バレーなど
体を動かす活動



調理実習

ご飯、パン、おかずな
どの簡単な料理



創作活動

図画や、手芸、工作な
どの趣味活動

のぞみ教室について

開室日・活動時間

- 開室日 月曜日～金曜日（土・日曜日及び祝祭日は除く）
- 活動時間 午前9時30分～午後2時30分

時 程

9:30 ~ 10:00	朝の会、掃除、ラジオ体操
10:00 ~ 11:00	学習活動
11:10 ~ 12:00	活動①(全体活動)
12:00 ~ 13:00	昼食(各自持参)、休憩
13:00 ~ 13:50	活動②(自由活動、月・水・金は学習活動)
14:00 ~ 14:30	掃除、一日の振り返り
15:00	退室

- ※ 個々の状態に応じて、活動時間や内容を相談して決める。
- ※ 一日の活動の中では、体を動かすことを積極的に取り入れる。
- ※ 通室日は、在籍する学校の授業日に準ずる。

通学方法

児童・生徒の安全を考慮し、保護者の判断で行う。

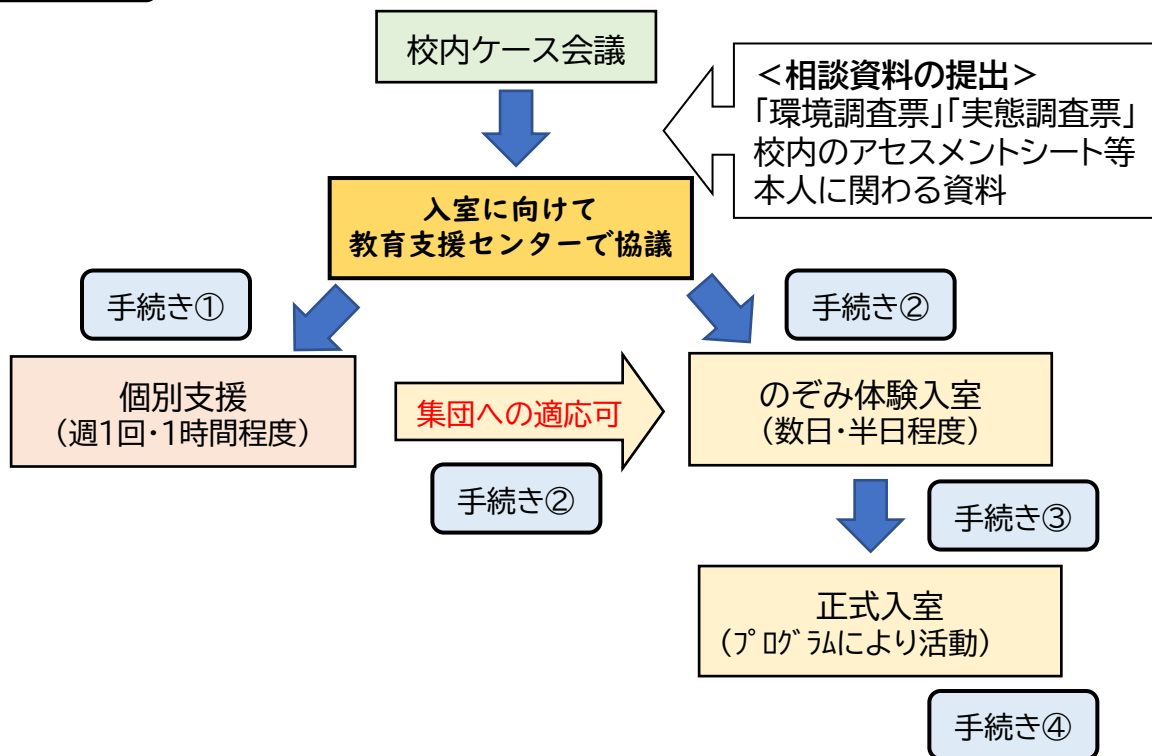
- 小学生は、徒歩または保護者の送迎
- 中学生は、徒歩か自転車または保護者の送迎
- 上記の方法が困難な場合は、事前に相談



その他

- のぞみ教室への通室日は、学校での出席扱いとする。
- 費用は無料。ただし、特別な学習や実習については、教材費や実習費、交通費等を徴収する場合がある。
- 午後3時には教室を閉めるため、3時までにお迎えができないときは、待ち合わせ時刻・場所等を保護者と児童・生徒で決めておく。その際の安全管理は保護者が責任を負う。
- のぞみ教室への通室及び学校への登校は、徒歩(中学生は自転車)か保護者の送迎で行う。教育支援センター職員による送迎(公用車を含む)は原則行わない。ただし、教育支援センターの行事等の送迎はこの限りではない。
- 特別な支援を必要とする児童・生徒については、特別支援学級に在籍する者を含め、適切な支援ができる体制で指導することが望ましいことから、学校への通学を原則とする。

入室手続き



- 手続き①：保護者は「個別支援願」を学校へ提出する。
→ 学校は「写し」をのぞみ教室へ提出する。
- 手続き②：保護者は「体験入室願」を学校へ提出する。
→ 学校は「写し」をのぞみ教室へ提出する。
- 手続き③：保護者は「入室願」「市有自動車同乗同意書」を学校へ提出する。
→ 学校は「入室許可申請書」「入室願の写し」「市有自動車同乗同意書」をのぞみ教室へ提出する。
- 手続き④：判定委員会を経て、「入室許可書」を学校へ通知する。

○ 基本方針

入室申請は、年度ごとに行うことを原則とし、新たな出会いを大切にする。

【問い合わせ先】 瀬戸内市教育支援センター

〒701-4221 瀬戸内市邑久町尾張465-1

☎ 0869-22-2009

FAX 0869-24-8587

